医科点数表の解釈 気和2年4月版

Web追補 No.8 (令和3年1月号)

令和3年1月8日作成

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。
 - 令和2年12月11日 医療課事務連絡
 - 令和2年12月25日 厚生労働省告示第397号(告示日(令和2年12月25日)適用)
 - 令和 2 年12月28日 保医発1228第 1 号 (令和 3 年 1 月 1 日適用)
 - 令和2年12月28日 保医発1228第3号(令和3年1月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。 本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2020_sinryo/index.html)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その46)」(令和2年12月17日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その47)」(令和2年12月22日医療課事務連絡)
- 本書巻末の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースに掲載していきますのでご活用ください。

変更前 の「1」腫瘍細胞を検体とするものの所定点数を合算した点数(32,200点)を準用する項目として追加〕 (1) 卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を 目的として、相同組換え修復欠損の評価を行った場合は、**D004-2**悪性腫瘍組織検査の「1」の「注2」 の「ロ」3項目以上及び**D006-18**BRCA1/2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものの所定点 数を合算した点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。 (令 2.12.28 保医発 1228 1) (2) 卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を 目的として,相同組換え修復欠損の評価を行った場合は, D006-18 BRCA 1/2遺伝子検査の「1」腫 瘍細胞を検体とするものの施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。 (令 2.12.28 保医発 1228 卵巣癌又は前立腺癌 422|右|下から23行目|**卵巣癌** 422 右 下から21行目 〔次行に追加〕 (令 2.12.28 保医発 1228 430| [D006-7UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型の所定点数(2,037点)を準用する項目として追加] ◇ 二次性進行型多発性硬化症患者に対するシポニモドフマル酸の投与の可否の判定又は投与量の判定を 目的として、リアルタイムPCR法により、全血又は口腔粘膜から抽出されたゲノムDNA中の薬物代謝 酵素CYP2C9遺伝子多型を測定した場合は、D006-7UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型の所定 点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療 報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (令 2.12.28 保医発 1228 432 右 下から17行目 進行卵巣癌患者 進行卵巣癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺 432 右 下から14行目 〔次行に追加〕 (令 2.12.28 保医発 1228 進行卵巣癌患者,治癒切除不能な膵癌患者,転 432|右|下から13~12|進行卵巣癌患者 移性去勢抵抗性前立腺癌患者 432 右 下から9行目 〔次行に追加〕 (令 2.12.28 保医発 1228

432 右 〔下から5行目の次に次のように追加〕

(4) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。

(令 2.12.28 保医発 1228 1)

(5) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤

頁	檌	行	変更前	変更後
				には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係
		, .,		だし,遺伝カウンセリング加算の施設基準に係
				, 当該届出を行っている保険医療機関において
		必要なカウ	ンセリングを実施できる体制が整備されてい	
		(a) F = 15.2		(令 2.12.28 保医発 1228 1)
			•	勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤
		による冶漿	伝の選択を目的に検査を実施する場合には ,	「注」に定める施設基準の規定は適用しない。
				圖 (令 2.12.28 保医発 1228 1)
		(7) 「2」 血液	。 夏を絵体とするものについて - 治癒切除不能	(〒 2.12.20
				療法の経験を5年以上有する常勤医師又は膵腫
				勤医師が1名以上配置されている保険医療機関
		で実施する		·····································
				(令 2.12.28 保医発 1228 1)
		(8) 「2」血液	pを検体とするものについて、転移性去勢抵	抗性前立腺癌患者に対して,抗悪性腫瘍剤によ
				,化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又
				有する常勤医師が1名以上配置されている保険
		医療機関で	実施すること。	図
		(a) [a · + id	マナトル・トラス・カス・カンマー 沙木田外子外	(令 2.12.28 保医発 1228 1)
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	な膵癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者
		1		して検査を実施する場合には,遺伝カウンセリ 機関で実施すること。ただし,遺伝カウンセリ
				機関との連携体制を有し、当該届出を行ってい
				できる体制が整備されている場合は,この限り
		ではない。		
				(令 2.12.28 保医発 1228 1)
		(10) 「2」血液	反を検体とするものについて、治癒切除不能	な膵癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺患者に
		対して抗悪	性腫瘍剤による治療法の選択を目的に実施っ	する場合には,「注」に定める施設基準の規定は
		適用しない。		留
			MARKET TO SECURITION OF THE PARKET OF THE PA	(令 2.12.28 保医発 1228 1)
44	3 [的検査の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)	の所定点数(170点)を準用する項目として追
	_	加〕 、	で に に に に は と と と と と と と と と と と と と と と	の重症度判定の補助を目的として、ECLIA
				を測定した場合は、D008内分泌学的検査の「31」
				[の治療につき2回に限り算定する。なお、本検
				た、医学的な必要性から一連の治療につき3回
		以上算定する場	場合においては,その詳細な理由を <mark>診療報</mark> 酬	明細書の摘要欄に記載すること。 図
				(令 2.12.28 保医発 1228 3)
45	6			νブロット法) 及び同区分「49」HIV-2抗体 (ウ
			ノト法)の所定点数を合算した点数(660点)	
				Eの「16」のHIV-1,2抗体定性,同区分「16」の
				司時測定定性,同区分「17」のHIV-1抗体,同区 - 原、技体団味測字字長が関サの担合の確認参照
				:原・抗体同時測定定量が陽性の場合の確認診断 .は血漿中のHIV−1特異抗体及びHIV−2特異抗体を
		**		ルは血泉下り川(1付兵)ル体及り川(2行兵)ル体を の「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)及
				算した点数を準用して算定する。なお、本検査
				抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2
			アンブロット法)は、別に算定できない。	
				(令 2.12.28 保医発 1228 3)
100	6 –	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9)	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9)
			(最終改正; 令 2.11.30 保医発 1130 3)	(最終改正;令 2.12.28 保医発 1228 1)
			C## 72 600 Log La	
101	1 +	F to 26 = . 27	[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.6等にて改正済み] 107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料	 107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料
101	1/4	: エから20~37 行目	10 / 程及的血管形成物用穿刺部止血材料	10/ 程及的血管形成例用牙刷部止血材料 (1) 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料の
		11 🗖	は,経皮的冠動脈形成術,経皮的冠動脈	
			新腫切除術, 経皮的冠動脈形成術 (特殊	
			114 WE 24 14 1114 2 11 12 12 12 13 14 15 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	14 HB (=) 465 日 (11 11 12 12 13 14 14 14 14 14 14 14

頁	欄	行	変更前	変更後
			カテーテルによるもの),経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈(頸動脈,術術)の経皮的血管形成術,経皮的脳血管内手術,経皮的脳血管形成術,経皮的脳血管内手術,経皮的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓を実施した患者の日帰りの日帰り、5Fr以上のイントの日間に変更がある。またでも、当該患者が手術の翌々にこののでは、1週間以内に入院した場合は算定できる。まただし、手術後1週間以内に入院した場合は算定できない。	「非吸収性縫合糸セット」であるものについては、経皮的カテーテル処置を実施した患者の日帰り又は早期退院を目的とした大腿動脈穿刺部位又は大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合、次のいずれかに該当する場合算定できる。ア 5 Fr以上8 Fr以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合、1 セットについてのみ算定できる。ただし、手術後1週間以内に入院した場合は算定できない。イ 8 Frを超えるイントロデューサーシー
.312		72-171	中心循環系血管内塞栓促進用補綴材	
1092	-	下から8行目	[黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み] (最終改正;令和2年8月21日 厚生労働 省告示第295号)	(最終改正;令和2年12月25日 厚生労働省 告示第397号)
			[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.3にて改正済み]	

Web追補 No.8 (令和3年1月号)

頁	欄	行	変更前	変更後
1095	右	下から1行目	保険医において、記名及び押印をするこ	保険医の氏名を記載すること。
			と。	

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。